

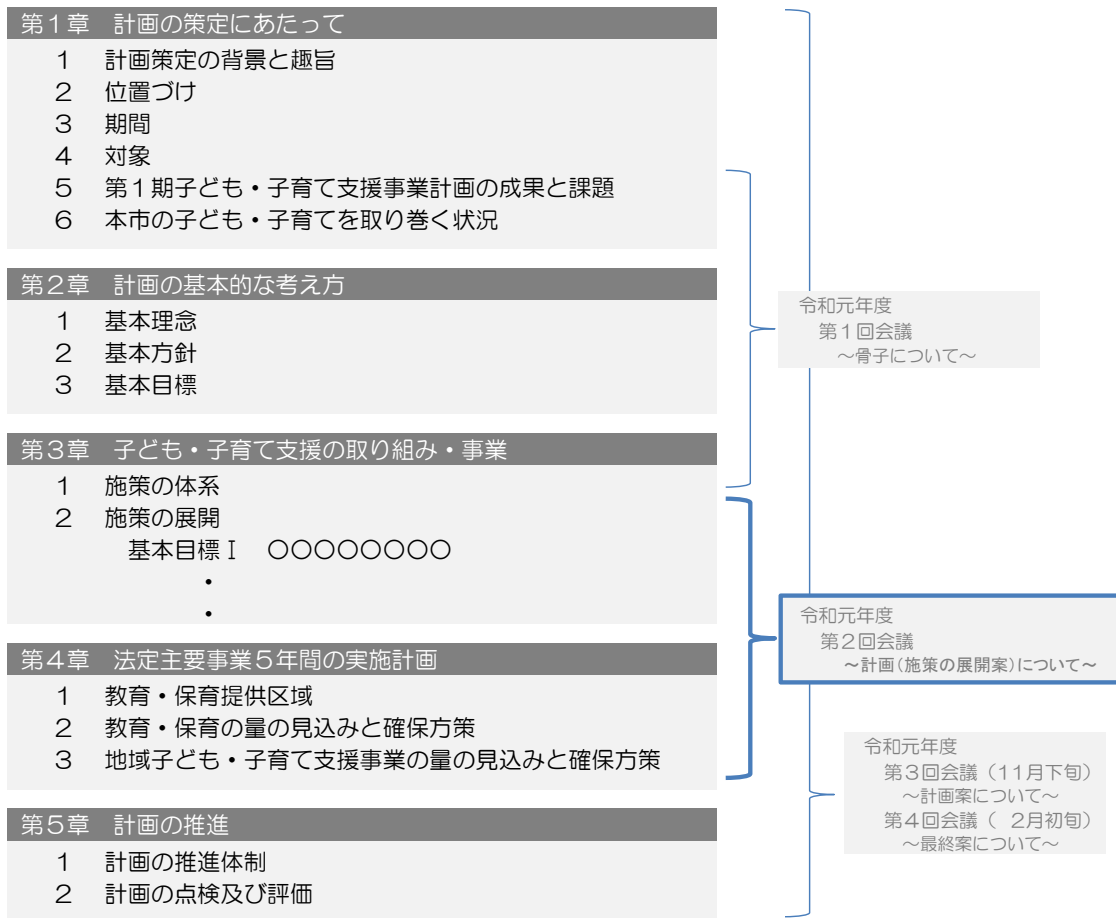
第2期子ども・子育て支援事業計画（案）
〔第3章 施策の展開〕

令和元年10月10日

四日市市子ども未来部子ども未来課

1. 参考：第1回会議の振り返り

(1) 第2期計画全体の構成



(2) 基本理念

子どもと子育てにやさしいまち四日市

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる大切な存在です。

子ども・子育て支援法のもと、子ども・子育て支援新制度における施策の展開にあたっては、「子どもの最善の利益」を基本として、子どもの育ちと子育てを、社会全体で支援していくことが必要です。

本市では、これまで「四日市市子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）」に基づいて、子どもの健やかな成長と子育て家庭への支援を行うことにより、子育て世代が安心して暮らせるまちづくりをめざして施策を進めてきましたが、第2期計画においても、基本理念『子どもと子育てにやさしいまち四日市』を継承しつつ、質の高い就学前教育・保育及び子ども・子育て支援の充実を図るための施策をより一層推進します。

「を継承しつつ、子ども・子育て支援を」を「を継承しつつ、質の高い就学前教育・保育及び子ども・子育て支援の充実を図るための施策を」に修正

(3) 基本方針

1 子どもの人権を尊重し 子どもの視点にたって 子どもの健やかな成長をはぐくみます

子ども・子育て支援法が目的とする「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指し、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、児童の権利に関する条約の精神を踏まえ、子どもの人権を尊重し、子どもの視点に立って、すべての子どもが健やかに育まれる環境づくりを進めます。

2 家庭の子育て力をはぐくみ 子育て家庭を支えます

子どもが健やかに成長し、豊かな人間性を形成するうえで、家庭における子育て・教育は原点であり、出発点であるとの基本的な考えのもと、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、家庭の子育て力を高め、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を進めます。

3 地域や社会全体で 男女が共同して 子どもの成長と子育てを支えます

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭やひとり親家庭の増加、また、子どもの数の減少や異年齢の中で育つ機会の減少など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している。こうした状況の中、子どもが安心して生まれ、子ども同士の関わり合いの中で育ち合うことができるよう、また、子育て家庭が孤立せず、負担や不安を軽減できるように、男女が互いに尊重しあい共同して子育てを行う意識を高めるとともに、家庭、学校、幼稚園、保育園、地域社会、企業、行政など、あらゆる社会の構成員が役割を果たし、連携と協力のもとで子どもの成長と子育てへの支援を進めます。

(4) 基本目標

基本目標1 みんなで支えあい 子どもの成長と子育てを支える環境が整ったまち

乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、就学前の教育・保育の提供体制や成長過程に応じた質の高い教育・保育環境を推進するとともに、すべての子育て家庭を対象とした多様な子育て支援サービスの充実を図り、子育ての負担や不安、孤立感の軽減を図ります。また子どもの人権を尊重し理解を深めるとともに、他者との関わりの中で、子どもの主体性、社会性を養い、子どもの心身の健やかな成長と子育て家庭を社会全体で支えるまちをめざします。

基本目標2 親と子が安心して自立した生活を送れるまち

障害、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要な子どもや家庭に対するきめ細かな支援を行うことにより、すべての親と子が安心して自立した生活を送れるまちをめざします。

基本目標3 安心して子どもを産み育てられるまち

妊娠・出産期からの途切れのない保健施策を推進することにより、親と子の健康を確保するとともに、妊娠や出産、育児に対する不安や負担、孤立感を解消し、安心して子どもを産み育てられるまちをめざします。

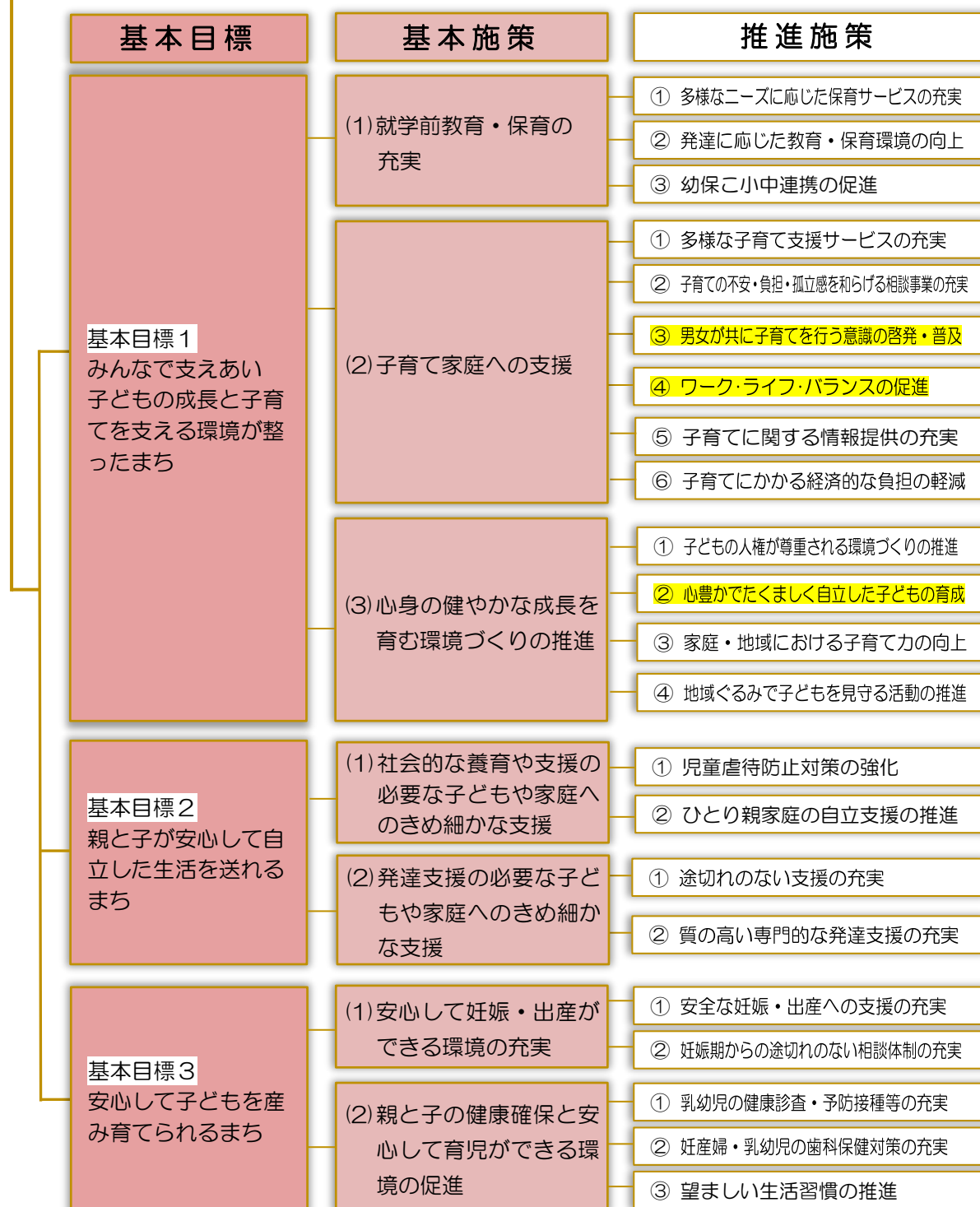
(5) 施策の体系図

基本理念

子どもと子育てにやさしいまち四日市

基本方針

- 1 子どもの人権を尊重し 子どもの視点にたって 子どもの健やかな成長をはぐくみます
- 2 家庭の子育て力をはぐくみ 子育て家庭を支えます
- 3 地域や社会全体で 男女が共同して 子どもの成長と子育てを支えます



一部変更した箇所(黄色マーカー部分)

- ・基本施策の「(4)仕事と生活の調和の推進」に位置づけていた2つの推進施策を「(2)子育て家庭への支援」に統合
- ・基本施策の「(3)心身の健やかな成長を育む環境づくりの推進」の健全育成にかかる推進施策の名称変更

第 3 章 施策の展開

(1) 就学前教育・保育の充実

現状と課題

20歳代後半から30歳代の女性の労働力人口の割合が年々上昇している中、本市でも就労する母親の割合が上昇傾向となっており、今後の就労意向も高くなっています。

また、子育て世帯の核家族化やパートタイムをはじめとした就労形態の多様化、国際化の進展に伴い、保育サービスに対するニーズも多様化しています。

こうした状況の中、平成27年度に開始された子ども・子育て支援新制度では、入所要件が緩和されたこともあり、保育園の入園希望者が増加し、主に0～2歳児の低年齢児による待機児童が多く生じたため、第1期計画期間においては、認可保育園や地域型保育事業所を新設したほか、既存園における利用定員の見直しにより、保育の受入れ枠の拡大に取り組んできました。また、私立幼稚園による預かり保育等の全園実施や私立保育園による延長保育や一時保育等の実施園拡大のほか、病児保育室を新たに2か所設置するなど、多様な保育ニーズに対応できるよう支援の拡充に取り組みました。

一方、公立幼稚園の園児数は10年前と比較すると半減しており、公立幼稚園における適切な集団規模での教育環境を確保するために、第1次適正化計画を平成28年1月に策定し、園児数が著しく減少している公立幼稚園と保育園による認定こども園化に向けた再編の整備を進めてまいりました。

子ども・子育て支援新制度の開始以降、低年齢児の保育の利用希望が全国的に増加し、量的な拡大が図られる一方、保育を取り巻く状況や子どもの育ちをめぐる変化を踏まえ、また幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを考慮し、平成29年3月に行われた幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の同時改正によって、幼児教育の整合性が図られ、平成30年4月から施行されました。本市では、平成30年度に保育園、幼稚園、こども園に共通の「乳幼児教育・保育ビジョン」を策定し、年齢別のカリキュラムで教育・保育の実施に取り組んでいます。

一方、平成30年度に実施した「子ども・子育てに関するアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、共働き家庭の増加に伴い保育園のニーズや幼稚園の預かり保育等へのニーズも高く、延長保育や休日保育、病児保育への期待も高くなっているほか、公立幼稚園での3歳児保育の実施や入所要件の見直しを期待する声も多くありました。

こうした中において、令和元年10月から開始した幼児教育・保育の無償化による保護者の動向や今後の人口動態等も見据えながら保育園、幼稚園、こども園、地域型保育事業所における適正な受入れ枠を確保していくとともに、保育の人材を確保していく必要があります。

とりわけ、幼児期における教育・保育は、小学校教育への「学び」につなげるための基礎を培う大切なものであることから、公私立の保育園・幼稚園・こども園、小学校との連携を図りながら、幼児期のおわりまでに育てほしい姿を見据えて、就学前教育・保育の質のより一層の向上に取り組んでいく必要があります。

前回会議での主な委員意見

- 保育の拡充にあたっては、施設の新設ではなく、少子化の進行を見越し、別の角度の施策を考えていただきたい。幼稚園の統廃合やこども園化を促進する中で受入れ枠を増やしていくことも考えられる。
- こども園化の推進と待機児童の対策を総括した上で方向性を結論すべき
- 基本理念について「教育・保育の質を高める」という文言を入れてほしい。
- 「乳幼児教育・保育ビジョン」は、「学びの一体化」「スタートカリキュラム」も同様、あくまでも公立の幼保こ小の接続を念頭に置いたものであって、私立園も含めた四日市全体の教育・保育ビジョンとするべきである。
- 希望園に入れなかった子どもたちも待機児童に入れるべきではないのか。
- 保育現場では保育士の不足が深刻な状況である。
- 私立保育園にはおむつを持ち帰らずに園で処分しているところがあると聞く。公立保育園でも実施してはどうか。
- 3歳から幼稚園に通わせたい親が多い。私立の幼稚園に通う方が多いため順番待ちと聞く。公立幼稚園でも3歳児の保育を実施すべきではないか。
- 無償化が始まれば、公立幼稚園の利用者が益々減少することが予測できるが、それに対応した市の方針が見えてこない。公立幼稚園の今後のあり方を真剣に考え、多様な角度から適正な受入れ体制について考えてほしい。
- 公私立幼稚園の役割分担を堅持するのであれば、両方が納得できる分担制にすべき。今は明らかに私立幼稚園が有利になっている。
- 病児保育が新たに2か所設置されて本当に良かった。出来れば今後は病児保育の終了時間が延びると働く人が使いやすくなるのではないかと思う。

施策の方向性

①多様なニーズに応じた保育サービスの充実

- 共働き家庭は年々増加し、母親の就労意向も依然として高い状況であることに対応するため、幼児教育・保育の無償化による保護者の動向や今後の人口動態等も見据えながら保育園、幼稚園、こども園、地域型保育事業所における適正な受入れ枠の確保に取り組みます。
- 保育の受入れ体制の充実を図るため、安定した継続雇用や新たな人材の確保に向けた取り組みを進めます。
- 就労形態の多様化や子育てをめぐる環境の変化に対応するため、病児保育室や一時預かり、休日保育など多様な保育サービスの充実を図ります。

主な取り組み

・低年齢児の受入れ枠の確保 <拡充>

保育園、幼稚園、こども園、地域型保育事業所における適正な受入れ枠の確保を検討

・保育所乳児保育、休日保育、一時保育事業 <拡充>

各事業の実施園を増加

・私立幼稚園における一時預かり事業

・病児保育事業 <拡充>

市内医療機関の協力を得ながら、新たな開室や定員の拡充、開室時間などを検討

・事業所内保育への支援

・保育士人材確保事業 <新規>

保育士の処遇改善や市内保育所で働く意欲を持った学生への就学資金の貸付を行う

②発達に応じた教育・保育環境の向上

- 幼児期における適切な集団規模での教育が困難な公立幼稚園については、認定こども園においてその役割を保障していきます。
- 質の高い就学前教育・保育を提供するため、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の資質向上や将来の人材育成を見据えた研修体制の構築に取り組むとともに、保育園・幼稚園・こども園の相互理解を高めるために合同研修の充実を図ります。
- 園での遊びを通して、「学びの芽生え」から「自覚的な学び」へとつながるよう子どもの発達に応じたカリキュラムで保育を実践し、小学校以降の生活や学びの基礎となる力を育成します。
- 特別な支援が必要な子どもへの多様な対応が求められているため、幼稚園教諭や保育士、保育教諭の専門的な知識を習得する研修の充実を図ります。
- 保育園や幼稚園、こども園施設の整備・改修及び維持管理を行い、良質な環境で子どもたちの保育を提供します。

主な取り組み

・適切な集団規模における教育環境の確保

・幼稚園教諭・保育士・保育教諭の経験に応じたステージ別研修

- ・保育園・幼稚園・こども園合同研修
- ・年齢別カリキュラムに応じた教育・保育 <充実>
- ・特別支援保育・教育の研修 <充実>
- ・大学等との連携による保育士の人材育成・再チャレンジ研修 <新規>

③幼保こ小中連携の促進

- 公私立の保育園・幼稚園・こども園、小学校との連携を生かした「学びの一体化」を推進し、職員交流をはじめとした合同研修や公開保育等による情報の交換・共有や、就学前教育・保育における遊びや体験を通じた学びの連続性を重視し、小学校への円滑な接続に取り組みます。
- 発達障害等早期支援事業「プロジェクト U-8事業」や就学相談、巡回相談を実施し、発達障害等の子どもと保護者を対象にした就学前からの途切れのない支援を推進します。

主な取組み

- ・公私立の保育園・幼稚園・こども園、小学校との連携
- ・スタートカリキュラムを活用した学びの基礎
- ・保育実習や職場体験活動の実施(幼保中連携)
- ・発達障害等早期支援事業「プロジェクト U-8事業」
- ・就学相談・巡回相談支援事業

【資料2 関連主要事業】

- 3～ 6頁 教育・保育施設
- 8頁 延長保育
- 9～10頁 一時預かり
- 14頁 病児保育

(2) 子育て家庭への支援

現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化をはじめ、働く女性の増加による共働き家庭の増加など、社会経済情勢は日々変化しています。一方で、産後に女性が職場復帰する割合は5割程度に改善しているものの、特に非正規社員の就労継続は厳しい状況となっているほか、男性で子育て期にある30代～40代の長時間労働の割合が依然として高く、育児休業の取得割合も職場の雰囲気、職場への遠慮、キャリア形成への不安から、極めて低い水準が続いています。

こうした子育てをめぐる環境の中で、日々の子育てに対する負担や不安、悩みを相談できる人が身近におらず、ひとりで抱える保護者も多くなっています。

本市では、子ども・子育て支援新制度のもと、保護者の都合や緊急時をサポートする一時的な預かりや養育支援、さらには学童保育所への支援など、家庭や地域、関係機関・団体との連携を図りながら、安心して子育てができるよう多様な子育て支援の充実に取り組んできました。

また、これまでも、保育園・幼稚園における「あそぼう会・あそび会」や市内各所の子育て支援センターにおける未就園児家庭への育児相談や交流、また父親の子育てへの参画意識を高める講座の実施などの子育て支援を行ってまいりました。さらに、第1期計画期間においては、就労状況にかかわらず、気軽に相談できる窓口として市内施設5か所に子育てコンシェルジュを配置するとともに、全市的な施設として土日・祝日も利用できることも子育て交流プラザを開設したほか、第3子以降にかかる保育料の無償化や子ども医療費助成の対象年齢引き上げにより子育てにかかる経済的負担の軽減を図るなど、保護者に寄り添った支援に取り組んでまいりました。

一方、アンケート調査では、前回実施した平成26年度の調査より減少しているものの依然として「子育てにかかる経済的援助」を期待する声が一番多く、そのほか「一時保育の充実」「学童保育の充実」や「仕事と家庭との両立の推進」「子育てしながら働きやすい環境」などを期待する声が多くありました。特に学童保育所の充実に期待する保護者の割合は前回調査よりも高くなっていますが、こうした声を踏まえながら、子育ての経済的負担の軽減に努めていくとともに、子育てしながら働きやすい環境づくりを行政・地域・企業が一体となって進めていく必要があります。

また、社会経済情勢の変化に伴い子育てをめぐる環境も大きく変化していくことから、子どもの成長に喜びを感じながら子育てができるよう、子育てに対する負担、不安、孤立感を軽減できる支援の充実に取り組んでいく必要があります。

前回会議での主な委員意見

【学童保育に関すること】

- 学童保育所の配置職員の資格が参酌基準になるが、四日市市では有資格者の配置基準を緩和しないでほしい。
- 人材の確保が困難で存続が難しい学童保育所も出てくるかもしれない。企業に委託するなど多様な運営体制を考えるべきであり、その運営体制に合わせた補助金のあり方も考えてほしい。
- 人材を確保するため、市独自の指導員養成講座の実施や、人材派遣会社やハローワーク、高校、専門学校、短期大学などの求人窓口的な役割を市が担ってほしい。
- 学童保育の朝と夜の延長保育に希望がかなり多く、そこに融通を利かせている学童保育所に子どもが集中する。そこをフォローしていくのに、学童保育連絡協議会と協議することも大事。
- 児童虐待防止の観点からも、学童保育所と小学校との連携は非常に重要である。
- 支援が必要な子どもへの対応は専門的な知識や経験が必要になる。一般的な研修では解決しない問題が多いため、専門家の配置や継続的な訪問支援が必要である。
- 学童保育係が新設され、期待が大きい。労務管理も研修を受けて変わってきた学童保育所がたくさんある。
- タクシー送迎が増えているが、安全・安心な環境とは言えないと考えており、実施にあたっては小学校との連携が非常に重要である。

【ファミリー・サポートに関すること】

- 依頼会員と援助会員の不均衡が生じている課題に対して、援助会員を拡大しようとする取り組みが不十分である。相互援助活動とはいえ報酬が少なすぎるのではないか。また事故や問題が生じた場合の組織的な責任体制が必要なのではないか。援助会員になるか否かに関わらず、子育てにプラスになる講習会という形式で受講者を増やし、その中から援助会員へ導くのはどうか。

【ワーク・ライフ・バランス】

- 自社には事業所内託児所がある。出産後も仕事を続けられる。使い切れなかった有給休暇をストックし、有休で男性の育休に使うことも可能。こうした職場復帰支援や託児所の運営を見ていただいてもかまわない。
- 委員の提案のように、先進的な取り組みをしている企業をレポートし、発信したり、広報などで子育てにやさしい優良企業を随時紹介してはどうか。表彰だけでなく、何らかの補助制度も検討してほしい。財政的な負担軽減などのメリットがなければ進まない。

【その他】

- 学校現場の者としては、子育ての不安・負担・孤立感を和らげる相談事業などのサービスの情報を学校でも発信していかなければいけないし、学校と各サービスがもっと連携を図っていかないといけないと感じた。
- ◇子育て支援センターは仲間が作りにくい、気を使うなどの声を聞く。子育て支援はNPO団体等も実施しているが、同じ仲間だけでなく、少し先輩、ベテラン母親と話し合いながら自ら答えを見つけていくことが大切。こうした活動への補助等を考えてほしい。

施策の方向性

①多様な子育て支援サービスの充実

➤すべての子育て家庭を対象に、家庭や地域、関係機関・団体との連携を図りながら、安心して子育てができるよう多様な子育て支援サービスの充実に取り組みます。

主な取り組み

・ファミリー・サポート・センター事業 <充実>

事業の認知度と相互援助活動の理解を高めるための一層の周知
援助会員の拡大につながるインセンティブなどの検討

・子育て支援センター事業 <拡充>

現在計画が進められている認定こども園に併設型として設置

・学童保育所支援の推進 <充実>

継続的な巡回訪問による支援
学校施設をはじめ、学校周辺公共施設の利活用の推進
研修制度の再構築を進め、質を向上
処遇改善を進め、安定した継続雇用と新たな人材を確保
運営主体の負担軽減に向けた方策の検討

・子育て支援ショートステイ事業

・養育支援訪問事業

②子育ての不安・負担・孤立感を和らげる相談事業の充実

➤保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子どもの成長に喜びを感じながら子育てができるよう、保護者に寄り添ったきめ細かな相談・助言など支援体制の充実に取り組みます。

主な取り組み

・利用者支援事業 <充実>

子どもや親子が安心して活動や交流等ができる拠点的な施設への新たな配置を検討

・家庭児童相談室における相談事業 <拡充>

子ども家庭総合支援拠点を設置し、在宅支援を中心とした専門的な支援を実施

・子育て支援センターにおける相談事業

・地域で行われる子育て支援事業等での保健師や栄養士等相談事業

・青少年育成室における青少年とその家庭の悩み相談事業

・民生委員・児童委員による相談

③男女が共に子育てを行う意識の啓発・普及

➤子育ては男女が共に行うものといった風潮を高められるよう、男性を対象とした講座や学習機会の提供や、パパママ教室等において積極的なパパの育児参加を促します。

主な取組み

- ・父親の子育てマイスター養成講座事業
- ・育児学級「パパママ教室」
- ・学習機会提供事業

④ワーク・ライフ・バランスの促進

➤子育て家庭が子育てしながら働きやすい職場環境の整備を推進するため、育児休業等の制度やハード整備に向けた支援に取り組みます。

主な取組み

- ・企業への働きやすい環境づくりの支援・啓発
- ・企業の気運を醸成する市の「イクボス宣言」
- ・就労中の妊産婦の健康管理の啓発

⑤子育てに関する情報提供の充実

➤子育て支援センターや保育園・幼稚園・こども園といった地域の身近な子育て支援施設等を活かし、子育てに関するきめ細かな情報提供に努めるとともに、それぞれの家庭に合った必要な情報が的確に伝わるよう、分かりやすい情報の積極的な発信に努めます。

主な取組み

- ・市HPや広報、アプリなど各種ツールを活かした積極的な発信
- ・子育て支援センター等における情報提供
- ・子育てサークルなどの活動支援事業

⑥子育てにかかる経済的な負担の軽減

➤子育て世代の将来の子育てに対する不安を和らげ、安心して子どもを産み、育てられるよう、子育てにかかる経済的な負担の軽減に努めます。

主な取組み

- ・幼児教育・保育の無償化
- ・第3子保育料の補助・減免
- ・児童手当の支給
- ・子ども医療費の助成 <拡充>
窓口負担無料化の対象範囲の拡大や所得制限の緩和等について検討
- ・学童保育所保育料の軽減(利用支援補助事業)
- ・就学援助

【資料2 関連主要事業】

11～12頁	子育て支援センター
13頁	ショートステイ
15頁	ファミリー・サポート
16～20頁	学童保育所
21頁	利用者支援
24頁	養育支援訪問

(3) 心身の健やかな成長を育む環境づくりの推進

現状と課題

社会経済情勢の変化に伴い子育てをめぐる環境が変化する一方で、子どもの育ちをめぐる環境も変容しています。子ども・子育て支援法が目的とする「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現」を目指し、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子どもの人権を尊重し、子どもの視点に立って、家庭、地域、学校において、すべての子どもが充実感や存在感がもて、将来の夢と希望の実現に努めることができるよう支援していくことが求められています。

本市では、子どもたちに人権意識が育まれるよう、保育園・幼稚園・こども園・学校での学習のほか、指導者や保護者等に対し、地域ぐるみでの人権教育の啓発・普及を図ってきましたが、今後もより一層、社会全体における子どもの人権に対する理解を深めていくことが必要です。

子どもの成長過程においては、身近にいる親の愛情を十分に受けて育つことができる環境が大切です。そのためには、親としての子育ての責任と役割を果たし、日々成長する子どもの姿に喜び、楽しさを実感できるよう、社会全体で子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげる支援が必要です。

また、子どもが心豊かにたくましく成長できるよう、様々な学習や体験、交流を通し、自らが考え、行動する力等を育むことができる機会や放課後等に安心して過ごせる環境を確保するとともに、大人たちはその子どもたちを温かく見守り続けていく必要があります。

こうした中、第1期計画期間においては、すべての小学校区に学童保育所が設置され、また、児童館機能を併せ持ったこども子育て交流プラザの開設や、移動児童館の強化を図るなど、子どもたちの様々な学習や体験、交流活動の場の充実に取り組んできましたが、アンケート調査では、学童保育所や小学校以降の子育て支援に期待する声も多く、今後も子どもたちが安心して過ごせる環境の一層の充実が求められています。

一方、スマートフォンの普及に伴うインターネットを介したトラブルや犯罪、また、登下校時や放課後における痴漢・連れ去り・つきまといなどの被害が全国的にも発生している昨今、地域における子どもの見守りに期待する声も多く、地域や関係機関・団体等と連携し、地域ぐるみで子どもたちを見守っていく活動を推進していくことが必要です。

前回会議での主な委員意見

- 人権プラザを拠点とした職業体験や大学見学等の学習体験事業は、学校の進路指導とのつながりは不明だが、キャリア教育として学校と連携して進めてほしい。
- 登校サポートセンターふれあいや居場所は、小中高生がいつでも気軽に過ごせる場所、フリースクール的な場所にしてほしい。

施策の方向性

①子どもの人権が尊重される環境づくりの推進

➤子どもたちに人権意識が育まれるよう保育園・幼稚園・こども園・学校での人権教育に取り組むほか、あらゆる機会を通じて、子どもの人権に対する指導者や地域、家庭等の理解を深める意識啓発に取り組みます。

主な取組み

- ・保育園や幼稚園での子どもの人権教育
- ・保育園や幼稚園での職員や保護者への人権研修
- ・児童虐待防止啓発の実施及び研修会等 <充実>
啓発活動を促進するとともに、関係機関の対応力向上のための研修会等の取組を強化
- ・各地区人権・同和教育推進協議会のイベント等の自主事業の開催支援
- ・学校人権教育リーダー育成研修会
- ・中学校ブロック人権文化創造事業
- ・子ども人権文化創造事業(地域人権教育推進事業)
- ・民間企業における人権意識の啓発

②心豊かでたくましく自立した子どもの育成

➤子どもたち自らが考え、行動する力等の育成を図るため、様々な学習や体験・交流活動の機会の提供に努めます。

➤子どもたちが放課後等に、安心して過ごせることができ、活動や交流等ができる拠点となる環境の確保に取り組みます。

主な取組み

- ・子どもの生活リズム向上事業
- ・青少年のリーダーを育成する研修
- ・少年自然の家における体験活動
- ・児童館・移動児童館・こども子育て交流プラザにおける体験活動事業
こども子育て交流プラザといった拠点的な施設の拡充も視野に入れた検討
- ・学童保育所における児童の健全育成 <充実>
生活の場として相応しい環境が整えられる支援の充実
- ・子どもと若者の居場所づくり事業
- ・子ども広場 <充実>
子どもの安全な遊び場整備への支援の充実を検討
- ・こども四日市(こどもがつくるこどものまち)
- ・子ども人権文化創造事業(キッズ・スクール)
- ・自己実現支援事業(進路・就労につながる出会い・体験活動)
- ・子ども人権文化創造事業【子どもの居場所づくり活動支援】

③家庭・地域における子育て力の向上

➤保育園・幼稚園・こども園・学校等と連携して、家庭や地域における子育て力の向上を図ります。

主な取組み

- ・「家庭の日(毎月第3日曜日)」の啓発事業
- ・家庭教育講座委託事業
- ・e ネット安心講座
- ・青少年ネット被害・非行防止研修会

④地域ぐるみで子どもを見守る活動の推進

➤子どもの非行を未然に防止し、また、有害な環境や情報、犯罪から子どもを守るため、地域ぐるみで子どもを見守る活動を推進します。

主な取組み

- ・地域一体の補導活動事業
- ・登下校時等の子どもの見守り活動
- ・「こども 110 番みまもりたい」活動
- ・有害情報等から子どもを守る啓発活動

(1) 社会的な養育や支援の必要な子どもや家庭へのきめ細かな支援

現状と課題

子育て家庭における状況は、家族の状況その他の事情により異なりますが、一人ひとりの子どもが健やかに育つよう、子どもや家庭への支援の一層の充実が求められています。

児童虐待については、全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数は一貫して増加を続けており、三重県北勢児童相談所や本市の家庭児童相談室に入る相談件数も年々増加し、内容も複雑化、深刻化しています。

こうした中、国は、昨今の子どもの生命が奪われるなど重大な児童虐待事件が相次ぎ発生している状況を受けて、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所の体制の強化や市町村の相談体制の強化など、対策強化に必要な措置が盛り込まれた児童福祉法等の改正を幾度か行ってきました。

本市では、「四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議」を中心に、保健・医療・福祉・教育・警察等の関係機関・団体、地域と連携し、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応に取り組むとともに、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、指導・助言、育児援助等による支援を行うなど、個別のケースに応じた適切な支援を行ってきました。

今後は、虐待相談の増加、複雑化、深刻化に対応していくため、より一層の関係機関等との連携や、専門的できめ細かに対応するための人員体制の整備が必要となってきています。

ひとり親家庭については、生活の安定や自立への支援が必要です。このため本市では、児童扶養手当の支給や一人親家庭等医療費の助成など、経済的負担の軽減に取り組むとともに、母子・父子自立支援員が自立に必要な助成制度等の情報提供や就労、養育費等の相談支援を行っています。

今後も、こうした支援の周知を図るとともに、ひとり親家庭に対するきめ細かな対応の充実が必要です。

前回会議での主な委員意見

- 里親推進事業は県の事業ではあるものの、市としても里親制度を推進してほしい。

施策の方向性

①児童虐待防止対策の強化

- 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、関係機関との緊密な連携のもと、情報の収集及び共有化を図り、地域におけるきめ細かな対応ができる体制づくりを進めるとともに、関係者への専門研修の充実に努めます。
- その体制として専門職を含む人員体制の強化に努め、「子ども家庭総合支援拠点」を設置して、在宅支援を中心とした、より専門的な相談への対応や、調査・訪問等による継続的な支援の充実に努めます。

主な取組み

・児童虐待防止対策事業 <充実>

専門職を含む人員体制の強化

子ども家庭総合支援拠点を設置して在宅支援を中心とした専門的な相談支援を充実

・対応力向上のための専門研修

・乳児院・児童養護施設への支援

・女性相談事業

・中高生と赤ちゃんとのふれあい交流事業

②ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭の自立を促進するため、相談支援を通して相談者の不安に寄り添いながら子育て・生活支援、就労支援、経済的支援の充実に努めます。

主な取組み

・母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の生活相談

・母子・父子福祉センターにおけるひとり親家庭・寡婦への支援

・ひとり親家庭等日常生活支援事業

・自立を支援する就業支援給付

・児童扶養手当の支給

・一人親家庭等医療費の助成

(2) 発達支援の必要な子どもや家庭へのきめ細かな支援

現状と課題

心身の障害や発達に課題のある子どもについては、子ども本人の最善の利益を基本としながら、子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できる環境整備の充実が必要です。

本市では、平成28年6月に制定された障害者総合支援法及び児童福祉法の改正法に基づき、平成30年3月に第1期四日市市障害児福祉計画を策定し、計画的に子どもの発達支援を提供する体制の確保を図っています。

子どもの発達支援は早期発見・早期支援が重要であるため、健康診査や相談、訪問事業を通して早期の発見に努めるとともに、観察の必要な子どもには、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携により、途切れのない適切な支援につなげていく必要があります。

近年、電話や来所による子どもの発達に関する相談件数は増加しており、医師や臨床心理士、言語聴覚士による相談支援を行うとともに、保健師や保育園・幼稚園・こども園・学校等関係機関との連携を図り、巡回相談やU-8事業（発達障害等早期支援事業）の推進に努めています。

また、平成31年4月に児童発達支援センターあけぼの学園を移転開園し、児童発達支援事業における利用定員増などの支援機能の拡充と職員体制の強化に取り組みましたが、専門的な発達支援が必要な場合には、地域の中核的な役割を果たす支援施設である児童発達支援センターあけぼの学園のほか、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業の利用につなぎ、子どもの生活能力の向上や社会との交流の促進等を図ります。

さらに、障害のある子どもが必要な障害児通所支援等のサービスを利用し、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての子どもが共に成長できる環境づくりの推進が必要となっています。

前回会議での主な委員意見

- U-8事業（ことばの教室、学びの教室、ともだちづくり教室など）に参加した児童や保護者の変化をみると、すばらしい事業であると思うが、必要な支援につなげることの困難さはまだ多くある。気軽な気持ちで保護者が参加でき、少しでも負担が削減でき、多くの児童を支援につなげる方法を構築してほしい。

施策の方向性

①途切れのない支援の充実

- 心身の障害や発達に課題のある子どもの早期発見、早期支援を図るため、妊婦や乳幼児に対する健康診査やアンケート、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携により、途切れのない適切な支援を行います。

主な取組み

- ・途切れのない支援体制
- ・子どもの発達に関する相談・支援
- ・発達障害等早期支援事業「プロジェクト U-8事業」
- ・就学相談・巡回相談支援事業

②質の高い専門的な発達支援の充実

- 児童発達支援センターあけぼの学園は、地域における障害児通所支援事業の中核的な役割を果たす支援施設として、各事業所との連携を図りながら、地域支援体制の充実に努めます。
- 医療的ケアの必要な子どもが身近な地域で必要な支援が受けられるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。
- 障害のある子ども及びその家族に対して継続的に関わり、関係機関をつなぐ中心的な役割を担う障害児相談支援の質の確保と向上に取り組みます。
- 障害児通所支援事業所等が保育園や幼稚園、こども園、学校等と連携し、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

主な取組み

- ・あけぼの学園における通所支援事業
- ・あけぼの学園における保育園・学校等との連携
- ・障害児通所支援事業
- ・障害児相談支援事業
- ・特別支援保育体制 <充実>

(1) 安心して妊娠・出産ができる環境の充実

現状と課題

安心して出産・育児を迎えるためには、妊娠期から妊婦の心身の健康を確保し、安心して過ごせる環境が大切です。

本市の母子保健事業は、平成28年度から「子育て世代包括支援センター」に位置づけて、母子保健法が目的とする「母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進」に関する包括的な支援に取り組んできました。

妊婦の健康の保持増進については、安心して妊娠・出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時に三重県内の医療機関や助産所で受診できる公費負担の妊婦健康診査票を14回分交付しており、すべての妊婦が適切に健診を受診し、適切な健康管理のもとで出産を迎えられるよう保健指導を行うとともに、相談先や出産後の育児や子育てに関する支援サービスについての周知を行っています。

また、妊娠・出産期における負担や不安を和らげるため、早期の妊娠届出を勧奨するとともに、母子健康手帳交付時や育児学級等の機会に助言や指導を行い、支援の必要な妊婦に対しては電話相談や訪問指導を継続して行っています。出産後間もない産婦に対しては、平成30年1月に産婦健康診査を開始したことで、産科医療機関との情報共有により産婦の心身の状態を把握することで、育児や健康に不安のある産婦には保健師による訪問支援や産後ケア訪問事業の利用を促すなど、早期に必要な支援へつないでいます。また、出産後における産婦の孤立化を防ぐため、生後4か月を迎えるまでの乳児の家庭を全戸訪問して産後の経過を把握し、育児の相談や助言、指導を行うとともに、育児相談や乳幼児健康診査等を活用し、途切れのない相談支援に取り組むことで児童虐待の未然防止にも努めています。

一方、本市は市外や県外からの転入者が多く、身近に相談できる人がいない状況にある妊産婦も多いことから、今後も、要支援妊産婦の把握に努め、早期からの途切れのない支援により、妊娠・出産期における負担や不安を和らげ、孤立化を防ぐための支援が必要とされるほか、特に多胎児を抱える保護者については、あらゆる面において心身の負担やリスクが高くなることから、より一層の支援の充実が必要となっています。

施策の方向性

①安全な妊娠・出産への支援の充実

- 安心して出産・育児を迎えられるよう、健康診査や相談、育児学級等の充実を図るとともに、リスクの高い多胎妊婦に対する支援の充実を図ります。
- 母体又は児におけるリスクの高い妊婦の安全を図るため、関係機関等との連携に努めます。

主な取組み

- ・妊婦一般健康診査事業 <充実>
リスクの高い多胎妊婦に対する健診の充実
- ・育児学級「パバママ教室」
- ・産前・産後サポート事業
- ・産婦健康診査事業
- ・不妊治療への支援 <充実>
所得制限などの見直しを検討
- ・不育症治療費の助成

②妊娠期からの途切れのない相談体制の充実

- 妊娠・出産期における不安や悩みを抱える人や孤立している人など、支援が必要な人を把握し、関係機関等と連携しながら、不安や悩みの軽減、適切な支援に取り組みます。

主な取組み

- ・妊産婦・乳幼児相談
- ・妊産婦・乳幼児訪問指導
- ・こんにちは赤ちゃん訪問事業
- ・親子支援事業「パンダひろば」 <充実>
多胎児家庭同士の交流機会の充実
- ・育児相談事業
- ・心理発達相談事業
- ・子育て支援事業での育児相談事業 <充実>
保健師や栄養士による地域での相談機会の充実
- ・親子教室「ラッコ」、「イルカ」

【資料2 関連主要事業】

22頁 妊婦健康診査

23頁 こんにちは赤ちゃん訪問

(2) 親と子の健康確保と安心して育児ができる環境の促進

現状と課題

生涯を通じて健康に暮らしていくためには、妊娠期や乳幼児期からの健康管理や疾病予防、望ましい生活習慣を身につけることが大切です。

本市では、妊娠期における妊婦の健康診査をはじめ、出産後における乳児（4か月児・10か月児）、1歳6か月児、3歳児といった発達の節目となる月齢での健康診査の実施によって、疾病等の早期発見、早期治療につなげるとともに、未受診児に対しては関係機関等と連携して状況を把握し、適切な支援につなげています。さらに、産後間もない産婦に対しては、産婦健康診査により心身の状態を把握して電話相談や訪問指導による継続した支援を行うとともに、感染症の流行を防ぐ各種予防接種や幼児歯みがき教室を実施して、子どもの健康確保に努めています。

また、健康の保持増進を図るためには、妊娠期から乳幼児期、学童期において、望ましい食習慣や子どもの適切な生活習慣の習得・実践が大切です。

本市では、こんにちは赤ちゃん訪問事業や育児相談、離乳食教室等により、乳児家庭における育児上の課題や悩みを把握し、保健師や助産師、栄養士等による助言や指導、情報提供を行い、必要な支援につなげています。また、家庭や地域、保育園・幼稚園・こども園・学校が連携し、子どもにとって望ましい基本的な生活習慣が身につけられるよう、食の大切さの理解や早ね早おき朝ごはんの啓発等に取り組んでいます。

今後も、早期からの途切れのない支援に取り組み、必要な支援につなげていくとともに、望ましい生活習慣を身につけ、健康な生活を確保するために、適切な情報提供を行っていくことが必要です。

施策の方向性

①乳幼児の健康診査・予防接種等の充実

②妊産婦・乳幼児期の歯科保健対策の充実

➤乳幼児の健康診査や予防接種により健康の確保に努めるとともに、乳幼児や妊産婦の歯科保健対策の充実を図ります。

主な取組み

・乳幼児・妊産婦の健康診査 <充実>

医療機関等で実施する4か月児・10か月児健診に加え1か月児健診の実施を検討
集団健診（1歳6か月・3歳児）のうち、3歳児健診時に屈折検査（視力）の実施対象者の拡大を検討

妊婦の歯科健診実施を検討

・新生児聴覚スクリーニング検査

・予防接種

・デンタルマタニティスクール

・幼児歯みがき教室「歯ハハの教室」

③望ましい生活習慣の推進

➤親と子の健康の保持増進を図るため、望ましい食習慣、子どもの基本的な生活習慣の定着が図られるよう啓発及び保護者への相談、指導を行います。

主な取組み

・乳幼児食教室

・子どもの生活リズム向上事業

・かかりつけ医の推進・健康相談等の周知